福岡県公報

平成23年8月19日 第 3 2 9 4 号

目 次

告 示 (第1377号 – 第1388号)

○土地改良区の定款の変更の認可 (農村整備課) …………1

○大規模小売店鋪立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出

(中小企業振興課) ·········· 1 (都市計画課) ·········· 2

○開発行為に関する工事の完了

(都市計画課) ………2

○道路の区域の変更

(道路維持課) ······2 (農村整備課) ······3

○土地改良区の定款の変更の認可○開発行為に関する工事の完了

○開発行為に関する工事の完了

(都市計画課) ………3

○特定非営利活動法人設立の認証申請

(社会活動推進課) ……3

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

(社会活動推進課) ……4

○大規模小売店鋪立地法に基づき市町村から聴取した意見等

(中小企業振興課) ……4

○大規模小売店鋪立地法に基づき市町村から聴取した意見等

(中小企業振興課) ……4

○大規模小売店鋪立地法に基づき市町村から聴取した意見等

(中小企業振興課) …… 5

公 告

○大規模小売店鋪立地法第11条第3項の規定に基づく承継の届出

(中小企業振興課) ………5

収用委員会

○土地収用法に基づき送達すべき書類の保管

(用 地 課) ……6

雑 幸

○審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見 の募集 (環境保全課)…………6

告 示

福岡県告示第1377号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年8月19日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
上秋月土地改良区	平成23年8月9日

福岡県告示第1378号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年8月19日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成23年8月3日

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 アイレックスガーデン花見東
 - (2) 所在地 福岡県古賀市花見東一丁目1862番6ほか
- 3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

建期発行日 毎週月水金曜日(発行) 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7-(作成) 〒819-0373 福岡市西区周船寺3丁目28番1-

循正

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

変	更前	変更	
駐輪場の位置	収容台数(台)	駐輪場の位置	収容台数(台)
B-1棟北側	62	B-1棟西側	40

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

変見	E前	変更後		
荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)	荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)	
B-1棟東側	40.0	B-1棟東側	40.0	
_	_	B-1棟北側	31.5	
_	-	B-1棟西側	31.5	
合 計	40.0	合 計	103.0	

- 4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	変更前	変更後
荷さばき施設No.1	午前 6 時から 午後11時まで	午前 6 時から 午後11時まで
荷さばき施設No. 2	_	24時間
荷さばき施設No.3	_	午前6時から 午前9時まで

福岡県告示第1379号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成23年8月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
 - 糟屋郡久山町大字久原字天神面3723番12並びに字野添3731番13
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡志免町志免一丁目4番37-206号

今任 貴昭

福岡県告示第1380号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成23年8月19日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

行橋市西宮市四丁目179番1、179番3、179番4、181番1、181番3、182番3、 182番7、182番11及び182番13から182番20まで並びに西宮市五丁目211番5から211番 7まで、219番5及び219番8並びに西宮市四丁目182番6の一部、182番10の一部及び 219番2の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市小倉北区馬借二丁目6番8号

第一ホーム株式会社

代表取締役 志垣 真澄

福岡県告示第1381号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区 域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成23年8月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備	道路の	路	始	Þ	変 更	 	間	幅員	延長
事務所名	種 類	眸	線	名	前後別		ĮΕJ	(メートル)	(メートル)

				福津市上西郷382番7先から	11.0								
			前	福津市福間40番3先まで	~	655.9							
				個件中個的40番3九よく	18.4								
				 福津市上西郷382番7先から	10.5								
			前	福津市福間40番3先まで	~	662.8							
			抽件中油向40亩3九よく	22.8									
				 福津市上西郷382番7先から	11.0								
			前	前	前	前	前	前	前	前	福津市福間40番3先まで	~	678.0
北九州	県 道	薦野福間線								抽件中油向40亩3九よく	22.8		
16/6/11	元 旭	局均阳间脉		福津市上西郷394番3先から	9.5								
			後	後 福津市福間40番3先まで	後	後	後		~	759.9			
					18.4								
				 福津市上西郷394番3先から	9.5								
			後	福津市福間40番3先まで	~	796.9							
								抽件中油向40亩3九よく	22.8				
				 福津市上西郷394番3先から	9.5								
			後	福津市福間40番3先まで	~	812.1							
			1	国件中国内も田りんまく	22.8								

福岡県告示第1382号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年8月19日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
角田北部土地改良区	
合河北部土地改良区	
合河西部土地改良区	
大河内土地改良区	
合河東部第二土地改良区	平成23年8月10日
合河東部土地改良区	
黒土西部第二土地改良区	
大村青畑土地改良区	
豊前中部土地改良区	

福岡県告示第1383号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成23年8月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 糸島市志摩師吉字小田石985番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸島市志摩師吉6番地16

熊本 和晃

福岡県告示第1384号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年8月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日 平成23年7月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称 特定非営利活動法人川筋ジャパンマーベラス
- (2) 代表者の氏名 西口 勝
- (3) 主たる事務所の所在地 福岡県飯塚市椿114番地1
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の住民、ひいては日本中・世界中の人に対して、和太鼓を中心とした伝統文化の振興に関する事業を行い、日本文化の継承、健全青少年の育成、

地域の活性化に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1385号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非 営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第 10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年8月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日 平成23年7月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

NPO法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会

(2) 代表者の氏名

久保 満男

- (3) 主たる事務所の所在地 福岡県飯塚市伊岐須869番地1
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、青少年の健全育成を目的として活動する会員相互の連携のもと、地 域住民への青少年健全育成の啓発活動を行うとともに、青少年の社会的自立を促し 、国、県及び市の青少年健全育成の施策に呼応して、健康で情操豊かな青少年を育 成するための事業を行い、もって青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1386号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法|という。)第5条第1項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚 中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年8月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 (仮称)ドラッグコスモス近大前店
- (2) 所在地 福岡県飯塚市柏の森字山内1-40
- 2 意見の概要
- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項 意見なし
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等 意見なし
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮 ペット・トレーの回収かごの設置及び指定ごみ袋販売の意思があれば事前協議 願います。
- (4) 防災・防犯対策への協力

防犯について、福岡県安全安小まちづくり推准条例整備指針に基づき適切な照 明設備を設置し、維持管理を行ってください。

(5) 騒音の発生に係る事項

計画地南側に介護施設があるため、荷さばき作業時における騒音(ドアの開閉 音等、特に夜間・深夜)については十分に配慮をお願いします。

- (6) 廃棄物に係る事項等 ごみ排出について、事前協議をお願いします。
- (7) 街並みづくり等への配慮等 屋外広告物条例・景観条例に基づく許可申請をお願いします。
- (8) その他
 - ① 下流地域において浸水地区がある為、雨水抑制を考慮願います。
 - ② 一時調整池の設置若しくは浸透生の舗装を行い、適切な排水計画を作成して ください。

福岡県告示第1387号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚 中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年8月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 イオン穂波ショッピングセンター
- (2) 所在地 福岡県飯塚市枝国長浦666番地48ほか
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

福岡県告示第1388号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚 中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年8月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 イオン穂波ショッピングセンター
- (2) 所在地 福岡県飯塚市枝国長浦666番地48ほか
- 2 意見の概要
- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項 意見なし
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等 搬入車等が市道上(特に歩道にまたがって)に駐車しないよう配慮してください

- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮 意見なし
- (4) 防災・防犯対策への協力 意見なし
- (5) 騒音の発生に係る事項

計画施設の北側・西側には戸建住宅やアパートがあるため、深夜における車両の警報ブザー音、ドアの開閉音等を含め作業等の騒音について徹底した管理・指導をお願いします。

- (6) 廃棄物に係る事項等 意見なし
- (7) 街並みづくり等への配慮等 意見なし
- (8) その他

意見なし



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第11条第3項の規定に基づき、大規模 小売店舗の承継の届出があったので、次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振 興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年8月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
 - 平成23年8月3日
- 2 届出をした者の名称、代表者の氏名及び住所 住信・パナソニックフィナンシャルサービス株式会社 代表取締役 井上政清

(4

大阪府大阪市北区堂島一丁目5番30号

3 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称)アイレックスガーデン2期計画【B区画】

所在地 福岡県古賀市花見東一丁目1862番6ほか

4 承継前に届出をした者の名称及び住所

名称 ダイワロイヤル株式会社

住所 東京都台東区上野七丁目14番4号

5 承継の理由

不動産売買による譲渡のため

6 承継に係る店舗面積

 $2.143 \,\mathrm{m}^2$

収用委員会

福岡県収用委員会告示第4号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第66条第3項の規定に基づき次の者に送達すべき書類は、当収用委員会担当課(福岡県県土整備部用地課)において保管しており、いつでも交付するので、その受領方申し出てください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成23年9月9日をもって当該書類の送達があったものとみなされます。

平成23年8月19日

福岡県収用委員会

1 事件名

平成22年度福収権第8号事件及び平成22年度福収明第8号事件

2 事業名

大浜地区住宅地区改良事業

3 送達を受けるべき者

福岡市博多区大博町無番地(421番地先)所在の木造カラー鉄板葺 2 階建専用住宅 の物件所有者

4 送達すべき書類

平成23年7月29日付け権利取得裁決書及び明渡裁決書

雑 報

福岡県環境審議会公告

瀬戸内海に係る総量削減計画及び総量規制基準に係る答申(案)に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱(平成12年2月29日11行改推第92号)第2条第1項の規定により、次のとおり意見の募集を行いますので、意見を提出される方は、別紙意見書の様式により所定の期間内に提出してください。

平成23年8月19日

福岡県環境審議会会長 浅野直人

1 意見募集の対象

瀬戸内海に係る総量削減計画及び総量規制基準に係る答申(案)

2 答申(案)の閲覧場所等

(1)~(12)の場所に配架するとともに(13)のホームページにも掲載する。

- (1) 県民情報センター (福岡市博多区東公園7番7号)
- (2) 北九州県民情報コーナー(北九州市小倉北区城内7-8)
- (3) 筑後県民情報コーナー (久留米市合川町1642-1)
- (4) 筑豊県民情報コーナー (飯塚市新立岩8-1)
- (5) 京築県民情報コーナー (行橋市中央1丁目2-1)
- (6) 筑紫保健福祉環境事務所環境指導課(大野城市白木原3丁目5-25)
- (7) 宗像・遠賀保健福祉環境事務所環境指導課(宗像市東郷1丁目2-1)
- (8) 嘉穂·鞍手保健福祉環境事務所環境指導課(飯塚市新立岩 8 1)
- (9) 北筑後保健福祉環境事務所環境課(久留米市合川町1642-1)
- (10) 南筑後保健福祉環境事務所環境指導課(八女市本村字深町25)
- (11) 京築保健福祉環境事務所環境課(行橋市中央1丁目2-1)
- (12) 北九州市環境局環境監視部環境保全課(北九州市小倉北区城内1-1)
- (13) 福岡県ホームページ (http://www.pref.fukuoka.lg.jp)
- 4 意見書の提出期間

平成23年8月19日(金)から平成23年9月1日(木)まで(必着)

5 意見書の提出方法

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

6 意見書の提出先

福岡県環境部環境保全課

(住所) 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3361

(ファクシミリ) 092-643-3357

(電子メール) kanho@pref.fukuoka.lg.jp

第1 はじめに

(省略)

第2 総量削減計画

この総量削減計画は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第4条の3等の規定に基づき、化学的酸素要求量については瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項に規定する区域のうち福岡県の区域について、窒素含有量及びりん含有量については水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第2第3号ヲに掲げる区域について、平成23年6月15日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針(瀬戸内海)に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるものである。

1 削減の目標

平成26年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は次のとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量について

表1 発生源別の削減目標量

	削減目標量 (トン/日)	(参考) 平成21年度における量 (トン/日)
生活排水	6	5
産業排水	9	4
その他	2	2
合 計	17	11

(2) 窒素含有量について

表2 発生源別の削減目標量

	削減目標量 (トン/日)	(参考) 平成21年度における量 (トン/日)
生活排水	6	4
産業排水	14	7
その他	4	4
合 計	24	15

(3) りん含有量について

表3 発生源別の削減目標量

	削減目標量 (トン/日)	(参考) 平成21年度における量 (トン/日)
生活排水	0.3	0.2
産業排水	0.3	0.2
その他	0.2	0.1
合 計	0.8	0.5

2 削減目標量の達成のための方途

(1) 生活系排水対策

瀬戸内海に流入する汚濁負荷量の削減を図るためには、工場・事業場排水はもとより、生活系発生源の占める割合が大きいことから、市町村と協力して生活排水対策の計画的な推進に努めなければならない。

このため、地域の実情に応じ、下水道、浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティプラント等の生活排水処理施設及びし尿処理施設の整備を促進するとともに、生活排水処理の高度化、適正な維持管理の徹底等の生活排水対策を一層推進することにより、削減目標量の達成を図る。

ア 下水道の整備

下水道の整備については、社会資本整備重点計画及び福岡県汚水処理構想との 整合を図りながら、目標年度までに表4に掲げる処理人口を目標に整備を促進す るとともに、水洗化の促進等を図る。

下水道終末処理場については、維持管理の徹底等により排水水質の安定及び向上に努めるとともに、高度処理の導入を推進する。

合流式下水道については、合流式下水道の効率的な改善を行うための調査・研究を推進するとともに、雨水滞水池の整備、分流化の整備、雨水浸透施設の設置、遮水管の能力増強、雨水吐の堰高の改良、スクリーンの設置、沈砂池のドライ化等、計画的な改善を図る。

表 4 下水道整備計画

年度	行政人口(千人)	処理人口 (千人)
26	1,198	1,026

※処理人口は、実処理人口を示す。

イ 浄化槽等の生活排水処理施設の整備

浄化槽、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティプラントについては、福岡県汚水処理構想との整合を図りつつ、目標年度までに表5に掲げる処理人口を目標としてその整備を促進するとともに、水洗化の促進を図る。

浄化槽については、浄化槽設置整備事業の活用等により、浄化槽の整備を促進 するとともに、既設の単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換の促進を図る。

農業集落排水施設については、農業振興地域において、その整備、促進を図る

漁業集落排水施設については、漁港背後の漁業集落において、その整備、促進 を図る。

コミュニティプラントについては、市町村の一般廃棄物処理計画に基づき、その整備、促進を図る。

なお、浄化槽については、建築基準法(昭和25年法律第201号)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)、「福岡県浄化槽法施行細則」(昭和60年福岡県規則第51号)、「福岡県浄化槽事務取扱要領」(昭和60年10月14日60整第601号衛生部長通知)、「北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則」(平成6年規則第13号)等に基づき、適正な設置並びに定期検査及び保守点検・清掃の徹底を図る

ことにより、排水水質の安定及び向上に努める。

し尿処理施設については、市町村の一般廃棄物処理計画に基づき、処理施設の維持管理の徹底及び改善等により、排水水質の安定及び向上に努める。

表 5 処理形態別汚水処理人口

年度	処理形態	処理人口 (千人)
	浄化槽	90
26	農業集落排水施設	13
	漁業集落排水施設	0 *
	コミュニティプラント	0

※処理人口は、実処理人口を示す。

*漁業集落排水施設の処理人口は、500人未満。

ウ その他の生活排水対策

一般家庭からの生活排水による汚濁負荷量を削減するため、水質汚濁防止法及 び「福岡県生活排水対策要綱」に基づき、関係市町村と協力し、厨芥の流出防止 、食用廃油の適正処理等の家庭内排水対策についての啓発、普及を推進する。

また、特に対策が必要な地域を生活排水対策重点地域に指定し、生活排水対策に計画的、総合的に取り組む。

(2) 産業系排水対策

産業排水については、総量規制基準の設定及びこれに基づく事業場立入検査の実施等により、事業場の総量削減を推進し、削減目標量の達成を図る。

ア 総量規制基準の設定

指定地域内事業場については、排水水質の実態、排水処理技術水準の動向、汚 濁負荷量削減のために採られた措置等を勘案し、公平性の確保に努めながら適切 な総量規制基準を定め、立入検査、水質検査等を行い、その遵守を徹底すること により、削減目標量の達成を図る。

特に、新・増設の施設については、既設の施設に比べ、より高度な排水処理技術の導入等が可能であるため、特別の総量規制基準を設定することにより、汚濁 負荷量の削減を図る。 なお、総量規制基準に係るCc等の値は、環境大臣が定めた「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」(平成18年環境省告示第134号、平成23年一部改正)、「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」(平成18年環境省告示第135号、平成23年一部改正)及び「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」(平成18年環境省告示第136号、平成23年一部改正)により設定することとし、一部の業種については、製造工程等により区分し、業種等の実態を考慮して適切に設定する。

イ 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策

特定事業場のうち、総量規制基準が適用されない工場・事業場については、汚水等の処理の方法等に関し、報告の徴収及び立入検査を実施し、「福岡県小規模事業場排水水質改善指導要領」、「北九州市小規模事業場排出水水質改善指導要領」等に基づき必要な指導等を行うことにより削減目標量の達成を図る。

また、その他の事業場等については、適宜必要な調査を実施することにより排出水の特性等実態の把握に努めるとともに、必要に応じ指導、助言等を行う。

(3) その他の発生源に係る対策

その他の発生源である農地、畜産及び養殖漁場については、それぞれ次の施策を 推進し、削減目標量の達成を図る。

ア 農地からの負荷削減対策

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」(平成11年法律第110号)、「環境と調和のとれた農業生産活動規範」(平成17年農林水産省)、「有機農業の推進に関する法律」(平成18年法律第112号)、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」(平成18年11月福岡県)等に基づき、農業環境規範の普及、エコファーマーの認定、減農薬・減化学肥料栽培認定制度、施肥量の適正化、有機質肥料の利用による化学肥料の低減等により、環境負荷の軽減等に配慮した環境保全型農業を一層推進し、肥料施用量の低減を図る。

イ 畜産排水対策

畜産排水については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する 法律」(平成11年法律第112号)、「家畜排せつ物の利用の促進を図るための計 画」(平成21年3月福岡県)等に基づき、家畜排せつ物処理施設の整備、指導体制の整備等により、家畜排せつ物の適正な処理を推進する。

また、耕畜連携の強化による良質たい肥の安定供給を推進する。

ウ 養殖漁場の改善

養殖漁場の環境改善を図るため、「持続的養殖生産確保法」(平成11年法律第51号)等に基づき、給餌量の低減、汚濁負荷の少ない飼餌料の使用の促進等により、養殖漁場の環境管理の適正化を推進するとともに、漁場内の水質及び底質の改善を図るため、地域の実情に応じて適切な措置を講ずる。

- 3 その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項
- (1) 人工海浜、干潟・藻場の造成・保全

響灘・周防灘(豊前海)に残された干潟・藻場を保全するとともに、豊前海において、生態系に配慮しつつ、砂浜、干潟・藻場の造成等を盛り込んだ事業を推進する。

また、護岸整備等を行う際は、環境保全に配慮する。

(2) 水質改善に資する養殖等の取組の推進

水質改善に資する取組として、海域中の自然にある栄養塩や餌を利用して行う藻類養殖、アサリの移植等を推進するとともに、漁業について、漁獲量の管理、資源回復計画、魚介類の生育に適したすみ場や餌場の造成などにより、漁場生産力の向上や水産資源の増大を図り、水産生物の安定的な漁獲を推進する。

(3) 河川及び海域の環境整備

河川及び海域の環境を改善するため、必要に応じ、次の事業を推進する。

- ア 河川及び沿岸部の汚泥の浚渫
- イ 河川の流量確保
- ウ 沖合漁場の覆砂
- エ その他河川、沿岸等の環境の保全に関する事業
- (4) 里海づくりの推進

人の手を適切に加えることにより生物多様性、生物生産性が高まった里海をめざ し、里海の概念や重要性について啓発を図る。

(5) 監視体制の整備

账

公共用水域の水質汚濁の状況及び瀬戸内海水域へ流入する汚濁負荷量の削減状況 を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、河川等公共用水域の水質監視 、工場・事業場に対する立入検査等の実施による総量規制基準の遵守状況の監視及 びその他の発生源に対する指導等、効果的な監視体制の充実を図る。

(6) 教育、啓発等

水質総量削減の目標を達成するためには、関係市町村、事業者及び県民の理解と協力が必要である。このため、水質総量削減の趣旨及び内容について、自治体の広報紙等により、正しい理解を求め、協力体制の強化を図る。

事業者に対しては、各種の講習会等を通じ、本計画の趣旨及び内容の周知徹底に 努め、総量規制基準の遵守及び汚濁負荷量の削減のための努力と協力を要請する。

県民に対しては、家庭でできる浄化対策の実践及び一般ごみの不法投棄の防止等 に努めるよう広く啓発等を行う。

児童、生徒に対しては、学校教育等の中で水質保全に対する正しい知識が得られるよう、水質保全意識の普及、啓発に努める。

(7) 調査研究の推進

本計画の目標を達成するため、必要な排水処理技術の調査研究及び普及に努める

(8) 中小企業の助成措置等

中小企業等が行う水質汚濁防止のための施設等の整備については、融資制度の周 知に努める。

第3 総量規制基準

- 1 総量規制基準の算出方法等
- (1) 適用する地域

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項及び水質汚濁防止法第4条の2第1項 に規定する区域のうち福岡県の区域

(2) 適用する工場又は事業場

水質汚濁防止法第2条第5項に規定する特定事業場で、一日当たりの平均的な排 出水の量が50立方メートル以上のもの(以下「指定地域内事業場」という。)

(3) 総量規制基準の算出方法

総量規制基準は、指定項目ごと次の算式により定めるものとする。

ア 化学的酸素要求量

 $L c = C c \times Q c \times 10^{-3}$

Lc 排出が許容される汚濁負荷量

(単位 一日につきキログラム)

Cc 別表1に掲げる一定の化学的酸素要求量

(単位 一リットルにつきミリグラム)

Q c 特定排出水(排出水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であって、専ら冷却用、減圧用その他の用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう。以下同じ。)の量

(単位 一日につき立方メートル)

新たに特定施設が設置される指定地域内事業場(工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となるものを含む)及び新たに設置される指定地域内事業場については、次に掲げる算式により総量規制 基準を定める。

 $L c = (C c i \cdot Q c i + C c i \cdot Q c i + C c o \cdot Q c o) \times 10^{-3}$

Cci 別表1に掲げる一定の化学的酸素要求量

(単位 一リットルにつきミリグラム)

Cci 別表1に掲げる一定の化学的酸素要求量

(単位 一リットルにつきミリグラム)

Cco Ccと同じ値

(単位 一リットルにつきミリグラム)

Qcj 平成3年7月1日以後に特定施設の設置又は構造等変更により増加する特定排出水の量(平成3年7月1日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量)

(単位 一日につき立方メートル)

Qci 昭和55年7月1日から平成3年7月1日の前日までの間に特 定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(平成3年7月1日の前日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(昭和55年7月1日から平成3年7月1日の前日までの間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量(Qciを除く。))

(単位 一日につき立方メートル)

Qco 特定排出水の量(Qcj及びQciを除く。)

(単位 一日につき立方メートル)

イ 窒素含有量

 $L n = C n \times Q n \times 10^{-3}$

Ln 排出が許容される汚濁負荷量

(単位 一日につきキログラム)

Cn 別表2に掲げる一定の窒素含有量

(単位 一リットルにつきミリグラム)

Qn 特定排出水(排出水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であって、専ら冷却用、減圧用その他の用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう。以下同じ。)の量

(単位 一目につき立方メートル)

新たに特定施設が設置される指定地域内事業場(工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となるものを含む)及び新たに設置される指定地域内事業場については、次に掲げる算式により総量規制 基準を定める。

 $L n = (C n i \cdot Q n i + C n o \cdot Q n o) \times 10^{-3}$

Cnj 別表2に掲げる一定の窒素含有量

(単位 一リットルにつきミリグラム)

Cno Cnと同じ値

(単位 一リットルにつきミリグラム)

Qni 平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等変更により増加する特定排出水の量(平成14年10月1日以後に設置される

指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量)

(単位 一日につき立方メートル)

Qno 特定排出水の量(Qniを除く。)

(単位 一日につき立方メートル)

ウ りん含有量

 $L p = C p \times Q p \times 10^{-3}$

Lp 排出が許容される汚濁負荷量

(単位 一日につきキログラム)

Cp 別表3に掲げる一定のりん含有量

(単位 一リットルにつきミリグラム)

Qp 特定排出水(排出水のうち、特定事業場において事業活動その 他の人の活動に使用された水であって、専ら冷却用、減圧用その 他の用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供さ れた水以外のものをいう。以下同じ。)の量

(単位 一日につき立方メートル)

新たに特定施設が設置される指定地域内事業場(工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となるものを含む)及び新たに設置される指定地域内事業場については、次に掲げる算式により総量規制 基準を定める。

 $L p = (C p i \cdot Q p i + C p o \cdot Q p o) \times 10^{-3}$

Cpi 別表3に掲げる一定のりん含有量

(単位 一リットルにつきミリグラム)

Cpo Cpと同じ値

(単位 一リットルにつきミリグラム)

Qpi 平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等変更により増加する特定排出水の量(平成14年10月1日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量)

(単位 一日につき立方メートル)

Qpo 特定排出水の量(Qpiを除く。)

(単位 一日につき立方メートル)

(4) C値の設定

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の算出に係るCo、Ci及びCj(以下「C値」という。)は、国が定めた総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲内で設定する。

- 2 総量規制基準の算出に係るC値の設定方針
- (1) 本県における C 値設定の基本方針

国が定めるC値の範囲の下限値は、関係都府県の既設指定地域内特定事業場における最大負荷日の水質の中央値に設定されており、現在の排水処理技術等を考慮した目標となるべき水質である。

そのため、本県においては、原則として、国が定めるC値の範囲の下限値を県C 値として設定してきた。

ただし、事業場の排水実態や排水処理技術等から、国が定めるC値の下限値を適用することが困難な業種等については、例外的に下限値以外のC値を設定している

(2) 第7次総量規制基準の設定方針

「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量についての総量規制 基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」(平成23年3月環境省告示)を踏まえ、第7次総量規制基準は次のとおり設定する。

ア Q・C値の時期区分

第6次から変更しない。

イ 業種等の区分

第6次から変更しない。

ただし、業種等の区分の名称については、平成19年11月の日本標準産業分類の 第12回改定における名称変更を踏まえ、業種その他の区分の一部について名称変 更を行う。

ウ C値

第6次から変更しない。

3 総量規制基準の算出に係るC値

- (1) 別表 1 化学的酸素要求量に係る C値 (省略)
- (2) 別表 2 窒素含有量に係る C値 (省略)
- (3) 別表3 りん含有量に係るC値 (省略)

平成23年8月19日

金曜日

ſ					
神					
	在地)	/名)			
(別紙)	住所(所在地)	氏名 (法人名)	順	田田田	無
(治 (世	出	1000		

記入上の注意

- 意見は、簡潔にとりまとめ、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄 に記載してください。
 - 意見は、日本語で記載してください。
- 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在 地及び名称を「備考」欄に記載してください。 2 8